



乗務員勤務制度の趣旨を逸脱した 安全軽視・過酷な行路を改善せよ!

2025年3月のダイヤ改正で、「乗務という列車の安全運行に直接関与する特性を持ち、乗務労働に伴う心身の疲労など運転事故防止についても考慮する」という乗務員勤務制度の趣旨を逸脱し安全を軽視した過酷な行路が作成されていることが明らかになりました。新幹線地本は現場で働く仲間の声をもとに1月22日乗務員行路の改善を求めて申し入れを行いました。

《申し入れの主旨》※具体的な要求は省略しました。

- 在宅休養時間を確保するために交番順序を変更すること。
- 「一勤務の労働時間は、16時間を限度とする。ただし、深夜帯の乗務時間が2時間以上を含む場合は、14時間を限度とする。なお、次のいずれか1に該当する場合は、この制限によらないことがある。」と乗務割交番作成規程に記載されている。しかし会社は、「この制限によらないことがある」という例外条項を無視している。一勤務の労働時間は、16時間を限度とすること。
- 拘束時間が24時間を超える行路が異常に多くなっている。ゆとりある勤務の実現とか疲労回復などを勘案するという会社の主張とまったく矛盾する。一行路の拘束時間を24時間以内に変更すること。
- 泊行路の2日目の退出時刻は17時前とすること。
- 会社は「睡眠時間は概ね5時間を目安としてとり得るよう配慮する」と主張しているが実際そうはなっていない。出先の労働外時間が6時間30分を確保しなければ実質5時間の睡眠時間はとれない。出先の労働外時間を6時間30分としていない行路は見直すこと。
- 食事時間（労働外時間）について、概ね40分を確保するとしているが、多くの行路で下回っているの見直すこと。
- Wトンボ行路と一丁半行路は、本線列車のみを担当とし、車両所の入出庫は付けないこと。

**働きやすい職場をつくるため、ユニオン組合員の皆さんも
共に声を上げていきましょう！**